

令和3年3月4日

諫早市長 宮本 明雄 様

諫早市入札監視委員会審議報告書・意見書

諫早市入札監視委員会

委員長 相田 雄二郎



目 次

1	はじめに	1
2	委員会の構成	1
3	委員会の開催状況	2
(1)	開催状況及び審議内容	2
(2)	審議対象	2
(3)	審議内容	3
①	入札方式別	3
②	工種別	3
③	審議案件	4
(4)	指名停止案件の報告	5
①	指名停止件数	5
(5)	審議結果	5
4	第5期委員会提言の取組検証	5
5	提言	6
(1)	低入札価格調査基準制度の導入	6
(2)	施工時期の平準化	6
(3)	契約事務適正化の徹底	7
(4)	デジタル化の推進	7
6	おわりに	7

1 はじめに

諫早市入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、平成21年2月に外部の学識経験者から構成される第三者機関として設置された。

本委員会の意見を受け、これまで諫早市においては、入札契約事務にかかる制度改正に取り組み、公正で適正な契約、不正行為排除の徹底などが進められてきたところである。

このような中、社会情勢の変化に伴い、働き方改革が推進され、公共工事は、発注者の責務として適正な工期設定や計画的な発注など、工事の品質確保の促進を図るための措置が強く求められているところである。

本書では、前期委員会の提言に対する市の取組の検証を含め、第6期委員会の審議した結果を報告するとともに、市に対し、今後の入札及び契約制度の更なる改善に向けて努められるよう提言するものである。

2 委員会の構成

第6期委員会（任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日まで）は5名の学識経験を有する委員で構成され、それぞれの専門知識を活用し、厳正かつ公平な審議を行ってきたところである。

役 職	氏 名	職 業
委員長	相田 雄二郎	中小企業診断士
委員長代理	森本 精一	弁護士
委 員	大石 重男	警察OB
委 員	菅原 良子	大学教授
委 員	塚元 哲也	金融機関役員

3 委員会の開催状況

(1) 開催状況及び審議内容

回次	開催日	審議内容
第1回	令和元年 6月3日	① 委嘱状交付、委員長の選出 ② 建設工事の契約締結状況報告 ③ 指名停止案件の報告 ④ 抽出事案審議
第2回	令和元年 11月25日	① 建設工事の契約締結状況報告 ② 一般競争入札参加資格要件改正等報告 ③ 指名停止案件の報告 ④ 抽出事案審議
第3回	令和2年 7月13日	① 建設工事の契約締結状況報告 ② 指名停止案件の報告 ③ 抽出事案審議
第4回	令和2年 12月25日	① 建設工事の契約締結状況報告 ② 一般競争入札事後審査制度導入報告 ③ 契約事務適正化の徹底報告 ④ 建設工事等に係る最低制限価格の改正等報告 ⑤ 指名停止案件の報告 ⑥ 抽出事案審議 ⑦ 審議報告書・意見書の審議
第5回	令和3年 3月4日	① 審議報告書・意見書の審議 ② 市長に審議報告書・意見書を提出

(2) 審議対象

回次	対象期間	対象件数
第1回	平成30年10月～平成31年3月	131件
第2回	平成31年4月～令和元年9月	194件
第3回	令和元年10月～令和2年3月	120件
第4回	令和2年4月～令和2年9月	141件

(3) 審議内容

各委員会において、「(2) 審議対象」の中から、各委員が5件の審議案件を抽出し、「事案説明書」、「入札結果表」をもとに、入札参加資格の設定方法や理由、入札から契約までの経過説明を受け、質疑を行い審議した。

① 入札方式別

(単位：件)

回次 契約方法	第1回	第2回	第3回	第4回	計
一般競争入札	1	2	1	1	5
指名競争入札	4	3	4	4	15
随意契約	0	0	0	0	0
計	5	5	5	5	20

② 工種別

(単位：件)

回次 工種	第1回	第2回	第3回	第4回	計
土木一式	0	3	3	2	8
建築一式	0	0	0	0	0
電気	0	0	0	0	0
管	0	1	0	0	1
ほ装	3	0	0	1	4
水道施設	0	0	0	0	0
その他	2	1	2	2	7
計	5	5	5	5	20

③ 審議案件

回次	工事名
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ① 市道山口牧野線舗装工事 ② (仮称) 久山港スポーツ施設整備工事 (園内管理道路) ③ 津久葉町配水池・中核1・4号取水場間外通信設備取替工事 ④ 市道諫早駅前12号線 (永昌東跨線橋) 橋梁補修工事 (橋面工) (29-1工区) ⑤ (仮称) 伊木力浄水場整備事業
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ① 新道地区污水管渠工事 (31-1工区) ② 小野中学校外1校空調設置機械設備工事 ③ 半造川第1号污水幹線布設工事 (31-1工区) ④ 北諫早小学校ブロック塀改修工事 ⑤ 栗面地区污水管渠工事 (31-4工区) 及び 長野地区污水管渠工事 (31-1工区)
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ① 飯盛船津地区污水管渠工事 (31-4工区) ② 福田流水ポンプ場外遠隔監視装置設置工事 ③ 栗面地区污水管渠工事 (31-3工区) ④ 泉(1)地区急傾斜地崩壊対策工事 (その1) ⑤ 都市計画道路堀の内西栄田線道路改良工事 (管渠工)
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ① 久山地区污水管渠工事 (R2-3工区) ② 宇都地区下水管渠舗装復旧工事 (R2-1工区) ③ 小野第1号污水幹線布設工事 (31-1工区) ④ 仲間地区急傾斜地崩壊対策工事及び源八(1)地区 急傾斜地崩壊対策工事 ⑤ 釜(2)地区急傾斜地崩壊対策工事
第5回	<ul style="list-style-type: none"> ① 審議報告書・意見書審議

(4) 指名停止案件の報告

審議対象期間中における指名停止案件の報告を受け、質疑を行った。

① 指名停止件数

(単位：件)

回次	第1回	第2回	第3回	第4回	計
指名停止理由					
独占禁止法違反行為	0	2	0	0	2
競売入札妨害又は談合	0	2	0	0	2
不正又は不誠実な行為	2	1	0	0	3
計	2	5	0	0	7

(5) 審議結果

上記(1)～(4)のとおり審議した結果、関係法令や各種要綱・要領等に沿った適正な入札事務が執行されていることを確認した。

4 第5期委員会提言の取組検証

事後審査制度の導入については、令和2年10月の一般競争入札から導入され、入札参加者及び市の事務軽減に繋がり、一般競争入札の拡大に向けての環境整備が進められている。また、入札参加資格者の格付けについては、企業の地域貢献度に関する評価が見直され、より地域に密着した企業が入札に参加できる制度に改善されている。

計画的な施工体制の確保については、今後も建設工事の発注計画通りの執行と早期発注に向けて取組強化を求めるものである。また、施工時期の平準化に向けて、引き続き債務負担行為の積極的な活用や速やかな繰越手続きなどの取組を進める必要がある。

入札・契約制度の改善については、入札参加資格者の評価点数の公表がなされ、業者選考の透明性・公平性の確保に繋がっている。

5 提言

(1) 低入札価格調査基準制度の導入

現行の入札制度においては、最低制限価格をわずかでも下回る入札を一律に失格としており、その結果、最低制限価格の下限值付近での入札が増えている状況がみられる。

このことから、高額な一般競争入札においては、基準を下回る価格で入札した者を直ちに失格とすることなく落札者の決定を一旦保留し、契約内容に適合した履行の実行性を調査して落札決定を行う「低入札価格調査基準制度」の導入に取り組んでいただきたい。

(2) 施工時期の平準化

施工時期の平準化は積年の課題である。繰越制度の活用等、徐々に進展しつつあるが、今後とも取組の強化が求められる。

そのため、次の2点に取り組んでいただきたい。

① 適正な工期の設定と計画的早期発注

建設業においても働き方改革の推進が求められる。発注者の責務として、受注者が計画的に施工体制を確保し、週休2日の実現に近づけるよう適正な工期の設定が必要である。同時に計画的早期発注により、発注時期の集中をできるだけ避けるよう努めていただきたい。

② 余裕期間制度、債務負担行為の導入

年度初めの工事量を確保して施工時期の平準化を図るため、着工前に資材の調達や労働力確保が行いやすくなる「余裕期間制度」及び複数年度にまたがる契約を行い、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能となる「債務負担行為」の導入は有効であるとする。まずは、試行的導入を行い順次拡大していただきたい。

(3) 契約事務適正化の徹底

建設工事の契約事務において、工事設計にかかる積算基準の適用年度を誤り、過大積算が判明したことから落札決定を取消し、入札を無効とする事案が発生している。再発防止に向けて、契約事務の適正化の徹底に取り組むことを求めるものである。

(4) デジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染拡大防止対策が全国的に浸透しつつある。感染拡大防止対策については、引き続き密閉、密集、密接（3つの密）が生じないよう十分に配慮する必要がある。

特に対面を避ける観点から、入札においては、紙入札を電子入札に移行し、入札参加資格申請は、書面申請から電子申請へ変更するなどデジタル化を推進していただきたい。

6 おわりに

最後に、本委員会としては、引き続き諫早市に対して率直な意見を述べていくとともに、より公正で適正な入札契約事務制度確立への提案を行うものであり、十分に検討され取り組まれることを望むものである。